

多 国籍企業や富裕層が租税を回避する行為に対し、経済協力開発機構(OECD)や主要20カ国・地域(G20)は、連帯して課税網を強化する流れを作ろうとしている。その中で重要な役割を担うのが、OECDが中心となって推進している企業対象の「BEPSプロジェクト」と、個人も対象となる「CRS」である。順番に見ていこう。

BEPSプロジェクトの「Base Erosion and Profit Shifting(税源浸食と利益移転)」の略語である。グーグル(現アルファベット)やアップル、アマゾン、スターバックスなどの多国籍企業を対象にしている。こうした企業において、タックスヘイブンを合法的な法的技術を使って、所得が発生した国と受け取る国のどちらでも非課税となる状況(二重非課税)などを作り出し、租税回避を図る例が目立っていたためだ。

リーマン・ショック後、各国政府の財政状況が悪化し、より多くの国民負担が求められる中で、このような多国籍企業の租

座残高などの情報を自国の税務当局に報告、③そして税務当局が外国の税務当局に年1回まとめて情報提供する、という仕組みだ。

つまり、例えば、日本の金融機関は、非居住者(外国に住む個人・法人)の口座情報を国税庁に報告し、国税庁がその非居住者が住む相手国に報告する。その一方で、日本に住む日本人が、相手国(香港やシンガポールも含む)の金融機関に口座を開設している場合、日本の国税庁は、相手国の税務当局から口座の情報を入手できるようにする。

情報提供の開始時期は、オランダやアイルランドを含む欧州諸国や、ケイマン諸島などのいくつかのタックスヘイブんで17年から、日本やスイス、香港、シンガポールなどは18年から開始することとされている。

日本政府はすでに15年度法制改正で、CRSを実施するための法制改正を行っている。17年1月1日以後、金融機関の口座で取引を行う者は、名前・住所・生年月日・居住地位(居住地位が外国の場合は納税者番号)などを記載した届け出書をその金融機関に提出しなければならぬ。初回の税務署への報告は17年12月31日

世界中で課税強化 各国が協力して徴税網を構築「BEPS」と「CRS」が武器に

税逃れを図る大企業や富裕層を追い詰めるため、OECDを中心に二つのプロジェクトを進めている。

編集部/監修: 吉井 一洋 (大和総研制度調査担当部長)

税回避に対する批判が高まった。そこでOECDは2012年6月、BEPSプロジェクトを立ち上げ、従来の国際課税のルールを抜本的に見直すこととした。BEPSプロジェクトはG20の要請や支援の下で、13年7月に「15の行動計画」を策定。

15年11月のG20サミットなどで報告した。「15の行動計画」は多岐にわたる。基本的な考え方としては「グローバル企業は払うべきところを税金を払うべきだ」との観点で国際課税原則を再構築することや、グローバル企業や各国政府の透明性を向上させることなどを掲げている。

「15の行動計画」には努力目標的な面もあるが、各国が最低限取り組むべき行動としているものもある。それは、①各国の優遇税制で特に有害なものに対応すること、②多国籍企業による租税条約の乱用を防止すること、③多国籍企業に国別の所得や

納税額などを親会社のある国の税務当局を通じて各国の税務当局に報告させること、などである。特に、③の「国別報告事項」に関しては、経団連が4月、提出先の課税当局における守秘義務の徹底などを盛り込む提言を発表するなど、企業にとってセンシティブな内容である。

現在、このBEPSプロジェクトに参加しているのは、OECD加盟34カ国とOECD非加盟国のうちG20に加盟する8カ国だ。ただし、ケイマン諸島、パナマなどタックスヘイブンは参加していないため、このままではグローバル企業の税逃れを完全に防ぐことはできない。このため途上国、非OECD加盟国、非G20国・地域の参加を促していく方針だ。

非居住者の口座を共有

次に、個人も対象となるOECDの「CRS(共通報告基準=Common Reporting Standard)」を見てみよう。CRSの目的は、外国の口座を利用した脱税の防止である。14年2月に内容が公表され、参加を表明した国は98カ国・地域に上る(16年4月14日現在)。

実際の行動としては、①まず参加国の金融機関が非居住者の口座を選別し、②次に口座保有者の名前や口

BEPSとCRSは日本も参加国になる (BEPS、CRS、FATCAの比較表)

制度名	BEPSプロジェクト (税源浸食と利益移転)	CRS (共通報告基準)	FATCA (外国口座税務コンプライアンス法)
推進機関	OECD(経済協力開発機構)	OECD	内国歳入庁(IRS) ※米国の税務当局
対象	多国籍企業	個人/法人 参加国(相手国)における居住者 (例:日本の金融機関に口座を持つ香港・シンガポールの居住者 香港・シンガポールの金融機関に口座を持つ日本の居住者)	米国籍を持つ者 (米国人であれば住む場所は関係ない)
目的	多国籍企業の租税回避行為を防止する	外国金融機関の口座を利用した脱税などを防止する	
行動	参加国政府が「15の行動計画」を実行する (例:①租税条約の乱用を防止する枠組みを作る、②多国籍企業に国別の所得や納税額などの情報を報告させる)	金融機関が各国税務当局を通じて、相手国政府に次の情報を提供する 【本人情報】氏名、住所、納税者番号、口座番号など 【フロー】預貯金の利子や株式の配当、有価証券の売却額・償還額などの金融所得 【ストック】預貯金、有価証券の残高	
開始	2012年にプロジェクト始動 15年10月に最終報告書	16年または17年 (日本は、17年末の情報を18年から報告)	14年7月
参加国	OECD加盟34カ国と、OECD非加盟国のうちG20に加盟する8カ国	98カ国・地域(日本、香港、シンガポール、ケイマン諸島、スイス、オランダ、アイルランドなど)	113カ国・地域 (実質的合意を含む)

(出所)各種資料に基づき編集部作成、大和総研監修

米FATCAが見本

CRSには見本となった制度がある。米国の「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」である。これは、外国金融機関にある米国人の口座情報を把握する仕組みで、米国の居住者だけでなく、外国に住ん

時点の情報を18年4月30日までに実施される。

ている米国人も対象としている。

FATCAは、08年のスイス大手銀行の行員による脱税ぼう助事件を契機に議論が始まり、10年に成立。14年7月から施行されている。これにより、日本を含め米国外の金融機関に対し、米国の税務当局である内国歳入庁(IRS)に、米国人と米国人の口座の情報を提供すること義務付けられた。情報提供しない口座を米国源泉所得に対しては、金融機

関が30%の懲罰的源泉徴収を代理で行う。

CRSとFATCAを比べると、FATCAは、米国の国籍を持つ者は日本に住居していても報告の対象となるのに対して、CRSは、CRS参加国の国籍を持っていても日本に住居していれば、金融機関から税務署への報告対象とはならない。つまり、FATCAの方が対象範囲は広いのである。

ただ、CRSには、参加表明していない国があるという問題点も挙げられる。G20財務相会合では、全ての関係国がCRSに参加することを目指す旨が示されており、対象国が拡大していくことが予想される。

米国のFATCAを導入していることを理由に、CRSには参加しない意向だ。つまり、米国と日本との間では、日本側のみが口座情報を提供する片務的な協定となっている。したがって、日本に住む日本人が米国の金融機関に口座を持っている場合、日本の国税庁は、米国人からFATCAやCRSによる口座情報を入手できないという点だ。

BEPSプロジェクトの行動計画は確実に実行されるのか、CRSの参加国が順調に増えるのかなど、それぞれで問題はあふ。しかし、各国は今、懸命に新しい徴税網を作り上げようとしている。